

基労発 0811 第 1 号
平成 23 年 8 月 11 日

都道府県労働局長 殿

労働基準局
労災補償部長
(公印省略)

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する
省令等の施行に当たり留意すべき事項について

標記について、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 105 号）及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則附則第 7 条第 1 項第 1 号の厚生労働大臣が定める率を定める件（平成 23 年厚生労働省告示第 284 号）が平成 23 年 8 月 11 日に公布され、同日から施行されたことにより、平成 23 年 8 月 11 日付け基発 0811 第 1 号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（以下「局長通知」という。）において、メリット制の特例措置について指示がなされたところであるが、今般、具体的な取扱いを下記のとおりとりまとめたので、留意されたい。

記

1 特例措置の対象となる労災保険給付について

局長通知「2 内容」において示された特例措置の対象となる労災保険給付は、東北地方太平洋沖地震（平成 23 年 3 月 11 日に発生した地震。以下「地震」という。）により、建物が倒壊し労働者が負傷した等業務災害が生じたことによる労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の保険給付及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和 49 年労働省令第 30 号）の規定による特別支給金（以下「保険給付等」という。）は、特例措置の対象となるが、以下の労災保険給付等は対象とならない。

- (1) 原子力発電所の事故による災害に係る保険給付等
 - (2) 東北地方太平洋沖地震に起因し発生する余震に伴う保険給付等
 - (3) 地震が収束した後、倒壊した事業場の事務所・工場等を復旧する作業において、がれきが崩壊する等により生じた業務災害に係る保険給付等
 - (4) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第3項及び第20条第1項に基づき、非業務災害として取り扱う通勤災害は、メリット収支率の算定の際には除外されることから、通勤災害に係る保険給付等
- なお、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第20条第1項（有期事業）においては、一般保険料に係る確定保険料の額をその額から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額を百分の四十の範囲内において引き上げ又は引き下げることとされている。

2 メリット制の特例措置の仕組みについて

メリット制の特例措置は、次のとおり取扱うこととする。

- (1) 地震に伴う業務災害に係る労災保険給付等について、支給決定した場合、特別の労働保険番号（震災専用番号）を振り出すこと。
- (2) メリット収支率の算定方法は、継続事業の場合については、次式のとおりであるが、地震に伴う業務災害に係る労災保険給付等は、震災専用番号を使用し給付することによって、メリットシステムにおいて、自動的に事業場のメリット収支率の算定から除外されるため、次式の分子には算入されないものとなる。

なお、局長通知「2 内容」で示された「地震に伴う業務災害について給付した労災保険給付については、その額に厚生労働大臣が定める率（零）を乗じて得た額を算入するものとしたこと」において、「（零）を乗じて」とあるが、これは、零を乗じることにより、メリット収支率の算定に当たって、地震に伴う業務災害に係る労災保険給付を参入しないものとすると同様の効果をもたらすものである。

<参考>メリット収支率の算定方法（継続事業の場合）

$$\frac{\text{3年間（収支率算定期間）の労災保険給付等}}{\text{3年間（収支率算定期間）の労災保険料額} \times \text{第1種調整率}} \times 100$$

※ 継続事業は一括有期事業を含む。

※ 有期事業の場合、その収支率算定期間は、事業開始日より事業終了日から3か月又は9か月を経過した日